

## 【重要なお知らせ】休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、2018年1月に施行される、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金活用法）に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動のない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構に移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、所定のお手続（※）を経て、いつでも払戻をいたします。

※ご請求に当たっては、ご本人様の預金である事を確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

### 【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となる預金をいいます。

#### 預金等に当たるもの

- ・ 当座預金
- ・ 普通預金
- ・ 別段預金
- ・ 定期預金
- ・ 貯蓄預金
- ・ 定期積金

#### 預金等に当たらないもの

- ・ 外貨預金
  - ・ 譲渡性預金
  - ・ 金融債（保護預かりなし）
  - ・ 郵貯・簡易機構の管理する旧積立郵便貯金等
  - ・ 財形貯蓄
  - ・ 仕組預金
  - ・ マル優口座
- 施行規則3条により「預金等」から除外

- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金者等の残高確認等）
- ② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等）
- ③ 預金者等への通知発送日（住所不明等で返送されなかった場合に限る）
- ④ 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務継承があった日）

※ なお、当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち休眠預金等活用法施行規則第5条1項3～5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取扱わない事といたします。

- ・法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債券の支払いが停止された預金等について、支払いの停止が解除された日。
- ・強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続が終了した日。
- ・法令又は契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた（入出金を信用組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行なわれた日（又は行なわれないことが確定した日）。

➤ 「異動」とは、当該預金等に係るお客様及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、次項に当たる「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当いたします。

異動に当たるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます）</p> <p>② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条1項に基づく「公告」の対象となっている場合に限ります）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) お客様が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受取る住所地</p>	<p>① お客様からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。</p> <p>② お客様からの残高の確認があったこと（ATMによる残高照会 ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限ります。）</p> <p>なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。</p> <p>③ お客様からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、店頭にて氏名変更及び住所変更の申出があったものに限ります。）</p> <p>④ お客様からの申出にもとづく、預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出があったこと。（ただし、返済口座該当預金については別紙のとおりとします）</p> <p>⑤ お客様による当該預金等に係る情報の受領があったこと。</p> <p>⑥ 複数の預金等を組合わせた商品については、当該商品に係る預金等について、他の事項で掲げた事項が生じたこと。（ただし、該当預金については別紙のとおりとします。）</p>

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	認可事由① 預金通帳・証書 の発行、記帳、 繰越	認可事由② 残高照会	認可事由④ 借入金の返済 に利用する旨 の申出	認可事由⑥ 総合口座等に 含まれる他の 預金等の異動
普通預金	○	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×	×
当座預金	×	○	○	×
納税準備預金	○	×	×	×
スーパー定期預金	○	×	×	○
大口定期預金	○	×	×	○
期日指定定期預金	○	×	×	○
変動金利定期預金	○	×	×	○
積立定期預金	○	×	×	○
通知預金	○	×	×	×
定期積金	○	×	×	○